

# 「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例（案）」に係るパブリックコメントの実施結果

## 1 概要

### (1) 実施期間

令和6年7月3日（水曜日）から8月2日（金曜日）まで

### (2) 実施の周知

市ホームページ（市議会のページを含む。）及び市政だより（7月号）への掲載並びにアオーレ長岡東棟1階情報ラウンジ及び各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は地域振興課）への備付け

### (3) 意見提出者

15人

### (4) 意見件数

28件

## 2 寄せられたご意見と市議会の考え

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例を制定することに反対します。</li> <li>「自助」「共助」を徳目のように掲げて条例化することは、「公助」を頼らず自分達で何とかしろと言っていることに受け取られないですか。将来の長岡の災害被害者がこの条例を盾に「自己責任」と言ってみ捨てられる危険を感じます。災害に対してはまず「公助」、「公助」の届かないところ間に合わないところに「共助」、そして自分自身を守る最後の砦が「自助」（3日分の食料・建具の転倒防止等）ではないですか。</li> <li>この条例を提起された議員の皆さん。貴方を議員に選んでくれた市民に対して今やるべきことは、上から目線で市民に対して「自助」、「共助」の能書きを垂れることではなくて、市民の命を守るために「公助」の質を正し、改善していくことではないですか。</li> <li>能登半島地震から半年経ってもあまり進んでいない現地の報道を見て、その後の台湾地震の優れた避難所の設備や倒壊建物が3日後</li> </ul>	<p>本条例は、災害発生直後の避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が災害から命を守るうえで重要かつ不可欠であると考え、これらの意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを直接の目的として制定するものです。</p> <p>こうしたことから、防災全般に関する市の責務としての「公助」については、本条例ではあえて規定しておりませんが、このことをもって防災全般に関する市の責務の放棄につながるものではありません。</p> <p>なお、災害対策基本法第5条第1項では、市町村の責務として防災に関する計画の作成や、その実施等について規定されており、当該規定に基づき本市におい</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<p>にはもう解体されている実態を見るにつけ、日本の「公助」がいかに国際基準から遅れていたかを感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球上の地震の20%が日本列島で起きているのです。「公助」のチェックと改善を行政と協議し進めていくことが長岡市民の請託を受けた貴方達議員の真っ先にやるべき事ではないですか。</li> </ul>	<p>でも長岡市地域防災計画を策定し、その着実な実施により、市として防災全般に関する責務を果たしていくものです。</p>
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の名称（案）は、「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例」となっています。また、条文（案）全体が自助、共助、つまり市民同士の助け合いを求める内容となっており、第8条では、その啓発と促進を市が担うことを明記しています。市の条例案には、公助の立場と責務がまったく欠落しています。</li> <li>例えば、静岡市の条例は、「静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例」となっており、条例は自助、共助、公助が各章で構成、明文化され、市が担う公助の責務がきちんと条文化されています。防災・減災の実現には、自助、共助による市民同士の助け合いが必要であり、そのことに異論はありません。同時に、国・県・市が行う公助が連携することなしには、市民への理解とともに成功しないと思います。また、地方自治の本旨からしても当然だと思えます。</li> <li>よって、静岡市の条例にならって条例の前文には自助、共助、公助をそれぞれ章として明記し、条文化されるよう要望します。</li> <li>名称については、「市民と市が共同し防災・減災を推進する条例」などの文言に変更することを求めます。</li> </ul>	<p>例示いただいた条例は、災害対策に関する内容を網羅的に規定したものとなっています。</p> <p>一方で、本条例は公助が機能するまでの災害発生直後における避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」の意識を高めることが、防災・減災につながることを念頭に「自助」、「共助」を中心とした内容を規定するものです。</p> <p>災害対策基本法第5条第2項では、防災に関する市町村の責務の一つとして、住民の自発的な防災活動の促進を図ることが規定されています。</p> <p>これを踏まえ、本条例第8条で市が自助及び共助の理念を啓発するとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進に努める旨を規定しており、当該活動が活発になることで、本市の防災機能が有機的に発揮されることにつながると考えます。</p> <p>したがって、御指摘の箇所及び条例名については、No. 1、2の理由により原案のとおりとします。</p>
3	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震から20年が経過し、いまさら「自助・共助」に特化した条例制定とは、意味がよくわかりません。地震災害後、私たちは公助・自助・共助のもと一生懸命街の復興に努力してきた。意識は、大きく高まっていると思います。</li> <li>上から見るような表現で、全く実態とは違う印象（今までの地域</li> </ul>	<p>No. 1、2に記載のとおりです。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<p>の努力をないがしろにするような) です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もう少し、今の市民の力を信じて、市民を強制するような条例には反対です。</li> </ul>	
4	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイトルにある「自助・共助の意識を高め…」とは、誰の意識を高めるのですか。この前文によれば、「市民の自助及び共助の意識を高め…」とあり、市民の意識を高めなくてはならないということのようです。このフレーズは、タイトルを含め、4回使われています。</li> <li>市民をバカにしてはいないでしょうか。防災に対して、意識の高い人も低い人もいるでしょう。どんな分析をしたのですか。まるで、行政が何かしてくれるのを待っていて自分で何かしようなどとは思っていない人のことを言っているようで、これは明らかに上から目線で、視点がおかしいと思います。</li> <li>行政にばかり頼るなという発想のようですが、そもそも、まず「公助」が先にあるべきです。災害時の情報伝達や、避難所の設置、食料や水の補給など個人でできない公の援助です。</li> <li>もちろん、個人レベルで非常食や水の確保は、「自助」として当然です。また、日頃からハザードマップの確認や我が家のタイムラインも話し合っておきます。</li> <li>それから一人暮らしのお年寄りには、ご近所さんや町内会などの「共助」も重要です。私の町内会では、世帯カードに25人のお年寄りが「何かあったときは助けてほしい」と書かれています。このような方々を災害時に援助するのが、町内会の役目であると私は思っています。</li> <li>日本では、避難所が雑魚寝や、毎日がパンとおにぎり、プライバシーがないなど、仕方がないものと受け止められています。ところが今年の4月の台湾での地震報道で、避難所に整然とテントが設置されていました。中には簡易ベッドもありました。これを見て、とても驚きました。また、6月にはNHKがイタリアの避難所について</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<p>て取り上げていました。快適な避難所生活を提供するとのことで、被災2日目にはテントを設営し、温かくておいしいものを食べることができるそうです。どちらの国も過去の災害から学び、国が中心になってテントや資材を備蓄し、いつでも使えるように保管しているのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• まずは、国を中心として、避難所の在り方を見直すべきです。台湾やイタリアの防災行政をしっかり学ぶべきです。公助をしっかり位置づけている点は大いに学ばなくてはなりません。快適な避難所という発想は、この日本にはありません。だから、自助・共助を唱えているわけですが、貧しい発想だと思います。</li> <li>• 見附市は能登町にトイレトレーラーを派遣していました。長岡市にはトイレトレーラーがありません。雑魚寝の避難所、冷たいおにぎりの毎日の避難所がずっと続いています。過去の教訓や防災先進国から学ばず、そのような避難所のニュースを見るたびに情けなくなります。</li> <li>• 自助・共助も大事ですが、まず公助です。自助・共助を声高に押し付けるイメージがあるこの条例には反対です。意識を高めてほしいのは市民ではなく行政と議員の人たちです。</li> </ul>	
5	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政の責務と市民の関係性が明確に位置づけられていない。市民の自助・共助の意識を高めれば市民のいのちを守ることができるなどということはない。条例案の抜本的な再考を望みます。</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。
6	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本条例（案）大賛成です。私の経験からして自助、共助、公助の必要性も必要と思っています。第1条、市民の…自発的活動とあります。（第8条との関係もあり）当地域では、自主防災組織は確認されていますが、形骸化しているのが現状ですので、附則か指針で具体的に指示していただければと思っています。</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。
7	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 近年、災害が多発しており災害からいのちとくらしを守るための対策をより万全なものにすることは、市政の重要な課題であり一人</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<p>一人の市民にとっても自分事としていっそう意識を高めていくことが大切だと考えております。その上で、言わずにはいられない思いをお伝えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例（案）」を読み、大変驚いています。市の最も大切な「公助」の視点が条例名からも内容全体からもすっぱり抜け落ちており、防災への責任と対策をすべて市民任せにしていることです。戦前の「修身」「自警団」という言葉を連想させるもの、現代の「自己責任論」の最たるものだと感じました。</li> <li>・ 市が責任をもって防災・減災対策をしっかりと作成し、その内容を市民に周知徹底する努力を尽くしてこそ、市民が防災意識を高め市に信頼を寄せ、共に力を合わせて行くことができるのではないのでしょうか。</li> <li>・ あえてこのような条例を作ろうとするのは、主観的には市民を守るためと考えておられるかもしれませんが、市民の側からすると市民を信頼せず責任を市民に押し付け、市が責任逃れをするためのものであろうかと疑念を抱かせるものだと感じ、市への信頼が揺らぐ思いがします。</li> <li>・ 私は、市がこのような条例（案）を出そうとしていることを知ることができましたが、圧倒的な市民は知らないでいると思います。そのような中で、急いで条例を作らないでください。</li> <li>・ なぜこのような条例を作る必要があるのでしょうか。百害あって一利なしではないのでしょうか。他の市町村に先駆けてこのようなものを作ることは、将来に禍根を残すのではないかと心配です。</li> <li>・ 条例制定の中止を求めます。</li> </ul>	
8	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例案の名称になぜ「公助」が入っていないのか。おかしい。自助・共助に押し付けているのではないか。わざわざそんなことに時間と金を掛けることに意味があるのだろうか。反対です。</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
9	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2008年に長岡に移住してきた者です。その数年前の2004年10月の中越地震の時、自らも被災して大変な状況にもかかわらず、もっと困った人たちのために献身的に援助活動をされた方たちの話をあちこちでお聴きしました。「ああ、いい方たちが住んでおられる町なんだなあ」と安堵したのを覚えています。</li> <li>• このたび提起された条例（案）に接して、災害弱者（高齢者）の一人として追い詰められる思いがしました。もちろん自助・共助の市民同士の助け合いは必要であり異論はありません。が、そもそも自助・共助の市民同士の助け合いといったことは、ある意味、市民の暮らし方・生き方そのものであって市が条例で定めるようなことではないのではないのでしょうか。自助・共助を超えて困った時の助けは公助であり、先の能登半島地震の時のように公である市町村自治体も困難を抱えていて、「指示した」などというだけでなく国が外向いてしっかり支援しないのかと、はがゆい思いをしました。国・県・市（公助）がどう連携して、どうするのかの決めこみこそが急がれるのではないのでしょうか。</li> <li>• 本条例の白紙撤回を求めます。</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。
10	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政や議会はなによりも「公助」について考え、計画すべきであります。条例案には「公助」の立場と責務がありません。「自助」、「共助」は日常の生活の中に大方は根づいています。足りないところは個人や地域社会が自ら改善して行っています。行政などによる避難訓練参加の呼びかけなどを否定はしていませんが、それは「呼びかけ」で足りると考えます。あえて「条例」を定める必要はないと考えます。むしろ、「条例」で自助・共助の意識を高めれという発想に違和感を覚えます。</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。
11	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この条例の制定の必要性は感じられません。いざという時に自助、共助が必要であり、それが大きな力を発揮することには同感です。しかし、条例が無くても、いざという時になれば自助、共助は自</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<p>発的に行われると思いますし、実際に行われてきたのではないのでしょうか。条例制定は、特に自助の力が少ない人たちや共助の活動に参加できない人たちにとって、劣等感と罪悪感を持たせることになる危惧があると思います。精神的な努力義務を条例化することには疑問を感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例を制定するのであれば、公助についても明文化しておく必要があると思います。条例案では、市が市民に対して自助、共助を呼び掛けることを明文化していますが、市が法律に基づき、どのような支援活動を実施するかについても明文化しておく必要があるように思います。とりわけ、高齢者や障がい者など特別な支援を必要としている人たちへの公助の在り方を明らかにし、安心感を醸成する必要があるのではないのでしょうか。</li> <li>・ 災害時の準備を計画的に進めることこそ必要な条例ではないかと思えます。マスコミで報道される各地の避難所の状況は、半世紀前とほとんど変わらないように見えます。大きく変わったことといえば、コンビニやスーパーストアと緊急時の食料供給を契約していることくらいではないのでしょうか。災害時の生活資材の保存や供給を潤滑に行う体制の整備についてこそ必要で、不十分な部分をいつまでに整備し、それをどのように維持するかの方角を明らかにすることこそ必要な条例ではないのでしょうか。</li> </ul>	
12	名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例案の名称では、何から命を守るのか定かでない。条文にもあるように、「災害から市民の命を守る」ということを名称にもしっかり位置づけるべきである。</li> <li>・ 例えば「長岡市災害から市民の命をまもる条例」等にすべきである。</li> </ul>	<p>本条例を制定する目的は、No. 1、2に記載のとおりです。</p> <p>また本条例を制定する趣旨は前文にも記載があり、何から市民の命を守るかは、明確であると考えます。</p> <p>したがって、御指摘の条例名については、原案のとおりとします。</p>
13	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前文最終段落中「自助及び…意識を高め」の後に「合わせて行政と協働して」の文言を追加することを提案します。</li> </ul>	<p>市民と行政との協働については、前文の第二段落に記載のとおり、復興を果たす原動力の一つとなりました。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
			<p>た。</p> <p>その上で、本条例は、災害発生直後において公助が機能するまでの避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が、災害時に命を守る上で重要かつ不可欠であると考え、これらの意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを直接の目的として制定するものです。</p> <p>そのため、御指摘の箇所については、この目的を端的に表現することが適切と考えることから、原案どおりとします。</p>
14	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助は重要だが、公助が入っていないことに違和感があります。静岡市の条例では、自助・共助に加え公助が位置づけられています。…意識を高め、および公助が連携して市民のいのちを守る条例と公助について明確に表現すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<p>No. 1、2と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。</p>
15	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文中の「伝統的」とは何を指しているのか。</li> </ul>	<p>江戸時代の長岡藩は、領主と領民の垣根が低く、両者が一体となって藩を盛り立ててきたという、いわば「市民協働」の先駆けともいえる精神を受け継いでいることを踏まえたものです。</p>
16	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>前文の記述は認識が間違っていると思う。私たち市民は、確かに自らの力を発揮し、隣人や地域住民の皆さんと力を合わせて頑張ってきたが、市民の力が強調され過ぎて行政の果たした役割と位置づけが後背に追いやられている。また、市民と行政の垣根を越えた市民協働の力を「伝統的な」と位置づけることは間違っていると思う。</li> <li>そのため、「私たち長岡市民は、そのたびに、<u>行政と市民が力を合わせ、市民は自ら行動する力、市民と市民が支え合う力を発揮し、及び市民と行政の垣根を越えた伝統的な市民協働の力で、…果た</u></li> </ul>	<p>前文については、第二段落で①市民が自ら行動する力、②市民と市民が支え合う力、③市民と行政の垣根を越えた伝統的な市民協働の力の3点について並列で述べ、第三段落で公助の役割と位置づけについて明記しており、行政の果たした役割と位置づけを後背に追いやるものではありません。</p> <p>また、「伝統的な」については、江戸時代の長岡藩は、領主と領民の垣根が低く、両者が一体となって藩を盛り立ててきたという、いわば「市民協働」の先駆け</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		してきた。」のように修正することを提案する。	けともいえる精神を受け継いでいることを踏まえた表現であり、前文から削除する必要はないと考えることから、御指摘の部分については、原案どおりとします。
17	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自助」と「共助」が重要であることは間違いないが、その2つのみを教訓としていることはおかしい。行政の力「公助」の重要性を位置づけていないのは、片手落ちと言わざるを得ない。</li> <li>論旨が間違っているから、後段の目的が全く不明確になっていると言わざるを得ない。市民の「自助」と「共助」の意識を高めれば、災害からいのちを守ることになるというが、行政の力を抜きにいのちは守れない。このように、行政の責任と役割を欠いた条例をつくるなど、市民としては信じられず、大変残念である。</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。
18	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政による『公助』が大きな力となった」の部分については、これは当然の役割なので見直しをした方が良いと思います。</li> </ul>	長期にわたる災害からの復興過程において、行政による公助の力が大きな力となったという経験を踏まえた表現であり、原案どおりとします。
19	第1条(目的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1条3行目中「活動の促進を図り、もって」の後に「行政と協働して」の文言を追加することを提案します。</li> </ul>	No. 13と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。
20	第1条(目的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のいのちを守るためには意識だけでなく、責務として位置づけが必要ではないでしょうか。静岡市の条例は、市民に加え、事業者が明記されています。事業者は、市民であるが、地域の自助・共助の大事な役割があり、地域に貢献する立場として重要ではないでしょうか。</li> </ul>	<p>事業者については、自助及び共助の主体の一つとして、長岡市地域防災計画にその役割が記載されています。</p> <p>本条例では、事業者についての規定を設けていませんが、自助、共助に基づく行動をすることは、事業者の立場でも同様であると考えています。</p> <p>そのため、まずは市民一人ひとりが自助、共助の意識を高めることを目的とし、その意識に基づく行動は事業者の立場でも反映させることができるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
21	第1条(目的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1条(目的)は災害対策において市民の自助及び共助の理念を明らかにして、その意識を高め、市民の自発的な防災・減災の活動の推進を図り、市民のいのちを守ることを目的としている。行政の責務が欠落している防災・減災の災害対策などありえない。行政の責務を明記すべきである。</li> </ul>	No. 1、2と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。
22	第2条(定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2条第4号の「市民」の定義では、災害時に市内を移動中の人や数日間滞在する外国人などへの配慮がない。</li> </ul>	<p>第2条第4号の「市民」については、本市に生活の拠点を有したり、本市において日常的に活動する学生や社会人の方を対象としています。</p> <p>条例の目的である自助、共助の意識を高め、自発的な防災・減災に関する活動の促進は、本市において日常的に活動する市民の意識に根づくことに意義があると考えています。そのため、御指摘の移動中の方や滞在者については、あえて定義に含んでいませんが、本市を移動中の方や外国人等への配慮は本条例第7条(多様性の理解と尊重)に含まれています。</p> <p>なお、このことをもって、長岡市地域防災計画で定める市の災害対応において、移動中の方等が災害対応を受けられないということはありません。</p>
23	第3条(基本理念)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第3号の「市は、市民による自助および共助を支え」は、「市は、国・県と連携して」といった公的役割を前面に出す表現が良いと考えます。</li> </ul>	No. 1、2と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。
24	第8条(市の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の目的は、市民による自助、共助の理念と努力義務を訴えるものであると理解しました。そうであれば、中途半端に行政(市)の理念や役割を条文に加える必要はないと考えます。</li> <li>バランスを考えて「公助」(行政と協働した取り組み)も条例に加えなければという思いがあるのであれば、基本理念に「行政の公助」を掲げているのだから、第8条に公助の具体的な考え方を掲載すべきと思います。</li> </ul>	本条例は、災害発生直後の避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が災害から命を守る上で重要かつ不可欠であると考え、これらの意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを直接の目的として制定するものです。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
			<p>本条例第8条については、災害対策基本法第5条第2項で規定する市町村の責務に基づき、上記目的のために市が自助、共助の理念を啓発するとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進に努めることを規定するものです。</p> <p>また、第8条で規定するように、市が自助、共助の理念を啓発するとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進に努めることで、これらの活動が活発になり、本市の防災機能が有機的に発揮されると考えるため、御指摘の箇所については、原案のとおりとします。</p>
25	第8条（市の役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の役割は、責務と表現し、具体的にした方が明確になると思います。</li> </ul>	No. 1、2と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。
26	第8条（市の役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「理念の羅列」という印象が否めない。具体的に何をするのがわからない。これではわざわざ条例を制定する意味はないのではないかと思われる。結局全体にぼやかすことによって「第8条 市の役割」についてもぼやけてしまい、責任もあいまいになっていて責任逃れの準備ではないかと勘繰ってしまう。ここは「公助」として市がやるべき事を具体的に書き込む必要があると思う。</li> <li>静岡市の条例と比較してみると違いがよくわかる。静岡市のは具体的にやるべきことが書いてあり、「市の責務」「議会の責務」として明確に書き込まれている。条例化するならば、これくらいのことは書いていただきたい。</li> </ul>	No. 1、2と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。
27	第8条（市の役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の自助・共助の理念の重要性を啓発する、その啓発推進の体制整備と情報提供をして、市民の防災・減災の活動促進に努めることだけを行政の役割にしている。これでは片手落ちである。</li> <li>災害時に行政が率先して災害対策に力を発揮し、市民の力に依拠し、市民とともに頑張ったからこそ、市民のいのち、くらしを守る</li> </ul>	No. 1、2に記載のとおりです。

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<p>ことができた。だからこそ、中越大震災は「不死鳥のように」復興できた。これが最大の教訓である。行政の責務を位置づけていない第8条はおかしいと思う。</p>	
28	第8条（市の役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年1月に発生した能登半島地震では、災害発生から3日をはるかに超えても必要な場所に必要な物資が届かず、避難所の環境も数十年前と何ら変わらない状況、数カ月経っても被災者が取り残されているといった現実を突きつけました。自助・共助の限界とともに、公助強化の必要性が改めて明らかになりました。</li> <li>・ 災害が頻発する中、避難所環境の改善、生活必需物資等公的備蓄数の見直しをはじめ、公務員数を減らしてきたことの見直し、住宅や水道の耐震化など、国・県・市が総力を上げて早急に取り組まなければならない課題が山積しているのではないのでしょうか。</li> <li>・ こうした中、示された本条例案は、自助・共助が強調されており、大事な「公助」の位置づけが大変弱いと言わざるを得ません。「住民の生命、身体および財産を災害から保護する」という長岡市の地方自治体としての責務・役割を明記したうえで、共助・自助がなければならないのではないのでしょうか。公助と連携してこそ共助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助であることを条例の中にうたっていただきたいと思います。</li> </ul> </li> <li>・ 第8条は、「住民の生命、身体および財産を災害から保護するという地方自治体としての責務を果たすとともに、市民の共助・自助を支える」といった表現が良いと考えます。</li> </ul>	No. 1、2と同様の理由により、御指摘の箇所については、原案どおりとします。